

国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領の取扱いについて  
(平成19年3月30日18生産第9424号農林水産省生産局農産振興課長通知)

1 要領策定の趣旨

これまで、国産大豆の流通については、大豆交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号）の下、同法で規定する調整販売計画に基づく流通が相当部分を占めてきたが、このことにより、生産者・産地から需要者への年間を通じた周年安定供給が確保されてきたところである。

今般、品目横断的経営安定対策の導入に伴い、同法が廃止されることから、調整販売計画に基づく流通については、その法的根拠を失うこととなる。

このことを受け、平成17年5月から3回にわたり「国産大豆の安定供給に関する懇談会」を開催し、同法廃止後の国産大豆流通のあり方等について検討を行った結果、17年7月の中間とりまとめにおいて、国産大豆に係る安定的な需給関係を確保するためには、引き続き、現行制度において調整販売計画が有している周年安定供給の機能が維持される流通の仕組みが構築されることが望ましいとの方向が示されたところである。また、このことと合わせ、取引方式、価格形成等の仕組みについても一定の方向が示されたところである。

これらを踏まえ、国産大豆の生産・流通の各段階において、安定的な需給関係の確保に向けた関係者の自主的な取組が推進されるよう、「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領」を策定するものである。

2 要領の対象となる生産者

要領第2の1に定める生産者は、19年産から別途措置される品目横断的経営安定対策の対象となる生産者に限定するものではなく、国産大豆の生産・販売を行う者を対象としていることに留意するものとする。

3 販売者と需要者との関係

要領第2の3に定める需要者のうち法人その他の団体にあつては、適正な取引関係を構築する観点から、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地等が、販売者のそれと重複しないことが必要である。

4 生産計画及び集荷・販売計画の策定者

要領第3の1の(1)の計画の策定者は、販売者のうち自ら販売を行う全ての生産者団体等であることに留意するものとする。

5 取引方式別の価格形成

(1) 入札取引

要領第4の3の(1)の①の入札取引については、需給状況や品質評価を反映した銘柄ごとの透明かつ適正な価格形成が図られるよう、以下により運営を行うものとする。

ア 財団法人日本特産農産物協会（以下「運営主体」という。）は、上場数量に係る具体的な設定基準その他入札取引の実施に関して必要な手続き等に関する業務規程等を定める。

イ 自ら販売を行う全ての生産者団体等は、アの運営主体が定める業務規程等に基づき、自らの販売数量のうち一定以上の数量を上場する。

## (2) 契約栽培取引

要領第4の3の(1)の②の契約栽培取引における価格は、基本的には、要領第4の3の(1)の①の入札取引により形成された価格等を参考としつつ、契約当事者間で協議・決定することとなるが、取引価格の決定に際しては、生産者・産地における品質向上に向けた栽培管理の改善等の取組の促進に資する観点から、需給状況等を踏まえた市場評価が反映されることが望ましい。

なお、契約栽培取引における価格決定方式は、あらかじめ、は種前契約書に明記することが望ましい。

## (3) 相対取引

要領第4の3の(1)の③の相対取引における価格は、基本的には、要領第4の4の(1)の入札取引により形成された価格等を参考としつつ、契約当事者間で協議・決定することとなるが、取引価格の決定に際しては、生産者・産地における品質向上に向けた栽培管理の改善等の取組の促進に資する観点から、需給状況等を踏まえた市場評価が反映されることが望ましい。

## 6 契約栽培取引に係る契約書

要領第4の3の(2)の生産者と需要者との間で締結する契約栽培取引におけるは種前契約書及び売買契約書は、別記様式1及び2の様式例を参考とされたい。

## 7 作柄の変動に伴う生産者の取引数量の調整方法等

契約栽培取引又は生産者団体等への売渡しの委託による出荷により取引を行う生産者の作柄の変動に伴う出来秋における取引数量の調整方法等は、基本的には、それぞれの契約内容に基づき、その取扱いを決定することとなるが、原則として、以下の方法・手続きによることが望ましい。

(1) 取引方式別に異なる銘柄により取引される場合にあつては、出来秋における当該銘柄別の数量をそれぞれの取引数量とする。

(2) (1) 以外の場合にあつては、出来秋における取引数量の合計数量を、は種前契約に係る契約栽培取引予定数量及び売渡しの委託に係る売渡委託予定数量の割合により案分した数量をそれぞれの取引数量とする。この場合、検査の結果に基づく銘柄別の粒度及び等級ごとに案分する。

ただし、契約当事者間の協議により、それぞれの取引数量を調整することができる。

(3) (1) 及び(2)により、取引方式別の取引数量を確定した生産者は、売渡しの委託の申込みを行った生産者団体等への大豆出荷時に、別記様式3の大豆数量調整報告書(様式例)を当該生産者団体等に提出する。

(4) 生産者団体等における取引数量の調整方法は、(1)、(2)及び(3)の方法を準用する。

別記様式1

は種前契約書（様式例）

平成 年産大豆契約栽培取引に係るは種前契約書

「需要者名：〇〇株式会社」（以下「甲」という。）と「生産者名」（以下「乙」という。）とは、契約栽培により生産された平成 年産大豆を乙が甲に売り渡すことについて、次のとおり契約を締結する。

（契約数量等）

第1条 契約栽培を行う大豆の銘柄、契約予定数量、プレミアム単価等は、次に掲げるとおりとする。

| 銘柄<br>(粒別・等級) | 面積<br>(アール) | 単収<br>(kg/10a) | 契約予定数量<br>(60kg個) | プレミアム単価<br>(円/60kg) |
|---------------|-------------|----------------|-------------------|---------------------|
|               |             |                |                   |                     |

（販売価格）【以下を例に、契約当事者間で協議・決定】

第2条 販売価格は、

「前条のプレミアム単価を含め 円/60kgとする。」  
「取引指標価格（入札取引により形成される価格をいう。）に前条のプレミアム単価を加算した額とする。」

（個別売買契約の締結）

第3条 甲と乙は、出荷数量確定後、銘柄、粒別、等級、価格、数量、受渡期限等を内容とする個別売買契約（別紙様式）を締結する。

（個別売買契約の締結期限）

第4条 個別売買契約の締結期限は、生産年の翌年の3月31日までとし、引取計画は、次に掲げるとおりとする。

|   |   |   |   | (60kg個) |
|---|---|---|---|---------|
| 月 | 月 | 月 | 月 | 合計      |
|   |   |   |   |         |

（代金決済条件）

第5条 代金決済条件は、現金前受けによるものとし、甲は乙の請求に基づき、乙に現金または振込送金をもって代金を支払い、乙は入金を確認した後に、甲に現品を引き渡すものとする。

（受渡）

第6条 受渡は、乙の指定する場所（倉庫戸）前渡しを原則とする。

(契約履行に係わる留意事項)

第7条 甲は、出荷数量が契約予定数量に対して10パーセントの範囲内で変動すること(以下「アローワンス」という。)を了承する。

なお、作柄等により契約予定数量に大幅な修正が生じる場合は、乙は甲に速やかに通知する。

- 2 アローワンスを上回る数量が生じた場合は、甲・乙協議の上、その上回る数量について、出来秋に同条件で追加契約を締結することができるものとする。
- 3 出荷数量がアローワンスを下回る場合は、
  - (1) 天候不順等乙の責に帰することが適当でない場合は、当該出荷数量を契約数量とする。
  - (2) その原因が乙の責に帰するものである場合は、その下回る数量について甲は乙に違約金を請求できるものとし、その金額については甲・乙協議の上決定する。
- 4 正当な事由なく契約に基づく引取りまたは出荷が行われない場合は、甲または乙は相手方に生じた損害を賠償するものとし、対応について甲・乙協議するものとする。
- 5 出荷された大豆の品質に関する問題が発生した場合は、対応について甲・乙協議するものとする。

(契約の解除)

第8条 甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は何らの通知または催告をすることなく直ちにこの契約並びにこの契約に基づく各取引を解除することができるものとする。

- (1) 他から仮差押え・仮処分・強制執行・競売などの申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (2) 破産・民事再生・会社整理・特別清算・会社更生その他法的整理手続開始の申立てを受け、または自らこれらの申立てをしたとき。
  - (3) 自ら振出しまたは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡事故が発生したときまたは支払停止・支払不能の状態にいたったとき。
  - (4) 合併によらないで解散したとき。
- 2 甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙からの通知または催告によってこの契約並びにこの契約に基づく各取引を解除することができるものとする。
- (1) この契約またはこれに基づく約定に違反したとき。
  - (2) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(契約の補充)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた事項については、甲・乙協議の上取り決めるものとし、必要に応じて覚書を取り交わすものとする。

(紛争の解決)

第10条 この契約について紛争を生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議を行い解決を図るものとする。

2 この契約に係わる訴訟については、乙の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（住所）  
○○株式会社  
代表取締役 印

乙（住所）  
（氏名） 印

別記様式 2

売買契約書（様式例）

買主：

印

売主：

印

|        |          |
|--------|----------|
| 年 産    |          |
| 契約年月日  | 平成 年 月 日 |
| 受渡期限   | 平成 年 月 日 |
| 代金決済条件 |          |
| 建値条件   |          |
| 包 装    |          |
| 量 目    |          |
| 建値場所   |          |

| 銘 柄               | 粒別 | 契 約 数 量 (kg) |     |     |            | 単 価<br>(円/kg) | 金 額<br>(税抜)<br>(円) |
|-------------------|----|--------------|-----|-----|------------|---------------|--------------------|
|                   |    | 普 通          |     |     | 特 定<br>加工用 |               |                    |
|                   |    | 1 等          | 2 等 | 3 等 |            |               |                    |
|                   |    |              |     |     |            |               |                    |
|                   |    |              |     |     |            |               |                    |
|                   |    |              |     |     |            |               |                    |
|                   |    |              |     |     |            |               |                    |
| 計                 |    |              |     |     |            |               |                    |
| 契約付帯事項<br>・消費税は別途 |    |              |     |     |            | 備考            |                    |

平成 年産大豆数量調整報告書 (様式例)  
(生産者による作成例)

平成 年 月 日

(売渡委託先集荷業者名)  
〇〇〇〇 あて

(生産者)  
住所  
氏名 〇〇〇〇 印

平成 年産大豆の出荷に際し、以下のとおり報告します。

1 契約当事者間での数量調整の有無： 有 ・ 無 ← [該当に○]

2 取引数量の明細  
[銘柄名： ] (単位：30kg俵・60kg俵・トン)

|       |     |     | 取引数量計 | 売渡委託分 | 契約栽培分                                |  |
|-------|-----|-----|-------|-------|--------------------------------------|--|
| 当 初   | 数 量 |     | ①=②+③ | ②     | ③                                    |  |
|       | 割 合 |     | 100   | ④=②/① | ⑤=③/①                                |  |
| 調 整 後 | 数   | 大 粒 | 1 等   |       |                                      |  |
|       |     |     | 2 等   |       |                                      |  |
|       |     |     | 3 等   |       |                                      |  |
|       |     |     | 特定    |       |                                      |  |
|       |     | 中 粒 | 1 等   |       | (基本)<br>左の粒別・等級別数量を<br>当初割合(④：⑤)にて案分 |  |
|       |     |     | 2 等   |       |                                      |  |
|       |     |     | 3 等   |       |                                      |  |
|       |     |     | 特定    |       |                                      |  |
|       | 量   |     | 1 等   |       |                                      |  |
|       |     |     | 2 等   |       |                                      |  |
|       |     |     | 3 等   |       |                                      |  |
|       |     |     | 特定    |       |                                      |  |
|       | 数量計 |     |       |       |                                      |  |
|       | 割 合 |     |       | 100   |                                      |  |